

オンライン授業等の実施に備えた モバイル Wi-Fi ルーターの貸与について (草津市家庭学習のための通信機器貸与事業)



新型コロナウイルス感染拡大により臨時休業となった際等、学校長の判断によりオンライン授業を実施する場合があります。

このため、市ではモバイル Wi-Fi ルーターの貸与を希望する児童生徒を事前登録し、オンライン授業の実施が決定した際、モバイル Wi-Fi ルーターとタブレット端末をセットで貸与する事業を実施しています。

1 利用対象者

草津市立の小学校または中学校に在学し、インターネットを利用した家庭学習が可能な環境が自宅に整備されていない児童生徒

・基本的には、各家庭のインターネット環境を利用いただきたく考えております。

オンライン授業は、1日4コマ程度とし、テレビ会議システム（Teams）を利用した健康観察や双方向の授業、オンラインドリル（ミライシード）の活用、オフラインによるプリント等の内容を想定しています。

2 費用の負担

■モバイル Wi-Fi ルーター…機器の貸与を受けた期間にかかる通信費の全額を各家庭が負担

・NTT コミュニケーションズが提供する「OCN モバイル ONE for Business」を利用します。

◆データ量と料金の一例◆

| データ量上限 | 月額料金 |
|--------|--------------|
| 3GB | 税込 1,100 円/月 |
| 15GB | 税込 3,740 円/月 |

・オンライン授業の実施が決定後、機器を貸与する際、市から利用者へ「通信可能期間」と「利用するデータ量」を通知します。

・データ量にかかる月額料金を月の日数で除した金額に、通信が可能とされた期間の日数を乗じた金額（端数は切捨）が家庭負担となります。

【例】15GB のデータ量で 5/14～5/18 の 5 日間ルーターを貸与した場合
利用者負担 ⇒ $3,740 \text{ 円/月} \div 31 \text{ 日} \times 5 \text{ 日} = 603 \text{ 円}$

・ルーター利用後に、請求書と納付書を利用者に送付しますので、指定金融機関等で納付願います。

※要保護・準要保護世帯の方は、負担いただいた通信費分が、後日、生活保護費または就学援助費として給付されます。また、就学援助費の給付上限額を超えて利用があった場合は、上限額を超えた分については費用負担を免除します。

■タブレット端末…無料

※モバイル Wi-Fi ルーター・タブレット端末ともに、充電にかかる電気代は各家庭で負担願います。

3 遵守事項

モバイル Wi-Fi ルーターおよびタブレット端末の貸与を受ける人は、次の事項を遵守してください。

遵守事項

- 私は、善良な管理者の注意をもって機器を使用します。
- 私は、機器を家庭学習の目的以外に使用しません。
- 私は、貸与期間が満了したときは、速やかに機器（付属品を含む）を返却します。
- 私は、機器の通信にかかる費用を、免除される場合を除き負担します。
- 私は、故意または重大な過失により機器を亡失し、破損し、または故障させたときは、その補てんに要する費用を負担します。

4 貸与の申請

モバイル Wi-Fi ルーターの貸与を希望する人は、「**家庭学習のための通信機器貸与申請書（様式第 1 号）**」を、学校を通じて市に提出してください。

要保護・準要保護世帯に該当する人は「家庭学習のための通信機器貸与事業の通信費免除に係る閲覧調査承諾書（様式第 4 号）」を上記申請書と一緒に提出してください。

タブレット端末のみの貸与については、申請書の提出は不要です。

5 貸与までの流れ

提出された申請書の内容を確認し「家庭学習のための通信機器貸与決定（却下）通知書」を送付します。（この時点では機器の貸与はありません。）

オンライン授業の実施が決定したら、「家庭学習のための通信機器貸与期間決定通知書」と一緒にモバイル Wi-Fi ルーターを貸与します。貸与期間が終了したら速やかに機器を学校まで返却ください。

・本事業は**事前登録制**です。受付は**随時**行っておりますが、「明日から休校でオンライン授業を行います」となった時に**すぐに機器を貸与できるように、モバイル Wi-Fi ルーターの貸与を希望される人はあらかじめ申請いただきますよう**お願いいたします。

6 その他（各家庭へお願い）

今後、子どもたちの学習を深めるために、臨時休業時のオンライン授業に限らず、日常でも家庭でのデジタルドリル等インターネットを活用した家庭学習を検討したく考えています。

そのため、家庭にはご負担をおかけしますが、**可能な限りご自宅でインターネットを活用した学習ができる環境の整備を進めていただきますよう**お願いいたします。

7 問い合わせ先

草津市教育委員会事務局 学校政策推進課
TEL : 077-561-6981 Fax : 077-561-2488
E-mail : gako-seisaku@city.kusatsu.lg.jp

要綱・様式は草津市 HP からご覧いただけます。

<http://www.city.kusatsu.shiga.jp/index.html>

トップページ > 子育て・教育
> 保育・教育
> 小・中学校
> オンライン授業等の実施に備えた
モバイル Wi-Fi ルーターの貸与に
ついて

